

# 社会福祉事業の職員に対する処遇改善加算等の取り組み

## ◎給与所得の改善取り組み

- 処遇改善手当について  
ご利用者様に対して直接支援を業務としている職員全員に給付費の中の処遇改善額から各事業所の常勤換算（7.75時間勤務者：1とする。）により臨時手当として年3回支給しています。  
（行政の取決めにより、一部の障がい福祉サービスと公益事業については対象外となっています。）
- 特定処遇改善手当について  
職員で有資格者の勤続年数を加味した手当を給付費の中の特定処遇改善額として年1回支給しています。  
支給にあたっては各事業所の常勤換算（7.75時間勤務者：1とする。）によって算出しかつ、次のようにグループ分けしています。 ※令和元年度については制度開始が10月からのため半年分を支給  
（行政の取決めにより、一部の障がい福祉サービスと公益事業については対象外となっています。）

グループ①勤続年数及び福祉キャリア10年以上（他法人及び関係機関にての経験含む）の介護福祉士等福祉関係の資格保持者

グループ②無資格での勤続10年以上の者、資格保持者で勤続10年未満の者、無資格で勤続10年未満の者

グループ③看護師その他事務職員

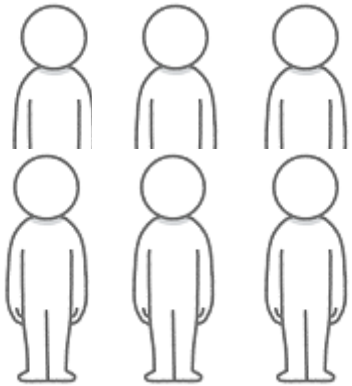
以上の3区分により支給額を設定しています。

次ページにて賃金改善の対象となるグループ分けと対象資格イメージを掲載しています。 （大阪府HP資料参考編集）

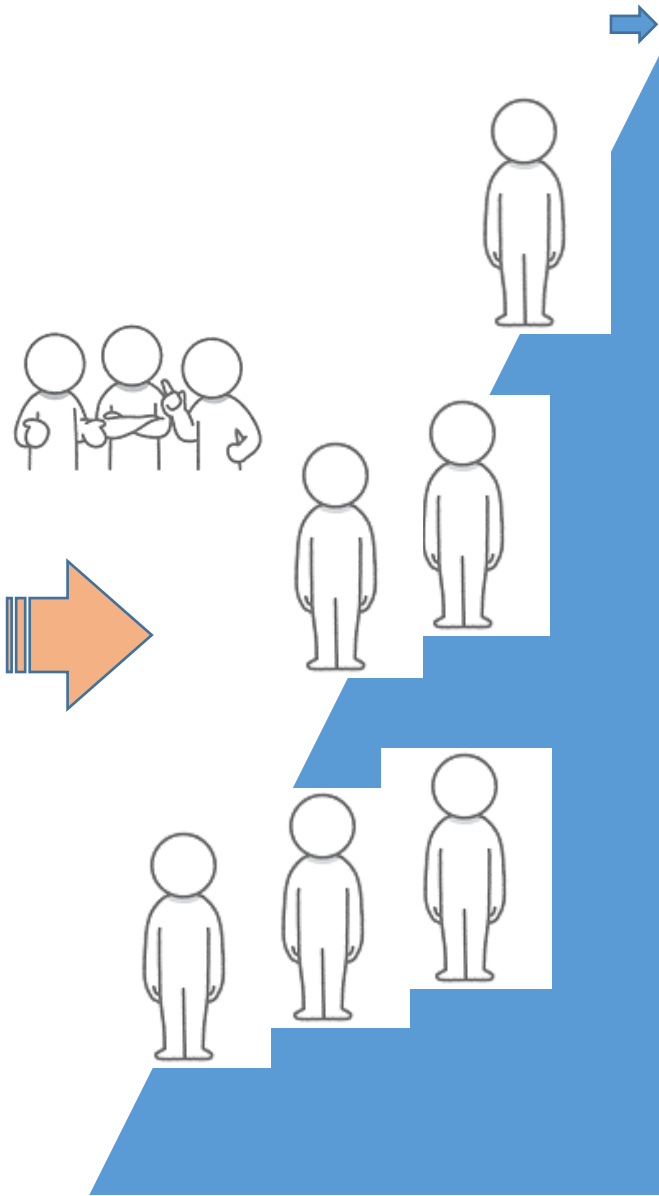
配分方法：①を2、②を1、③を0.5（2：1：0.5）として支給しています。

例）①が20,000円、②が10,000円、③が5,000円

## 賃金改善の対象となるグループ分けのイメージ



事業所の全従業員を  
Group 1 ~ 3に分ける



### Group1【経験・技能のある障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年以上
  - ・ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ**福祉・介護職員**
  - ・ 心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

### Group2【他の障がい福祉人材】

- ◎ キャリア10年未満の福祉・介護職員、心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責
- ◎ キャリア10年以上の資格を持たない**福祉・介護職員**

### Group3【その他の職種】

- ◎ グループ1・2に属さないすべての職種  
管理者、医療職（医師、看護職員、OT、PT、ST）、  
運転手、調理担当職員、栄養士、事務職員 など

## ◎職場環境等に対する取り組み

- 資質の向上について

働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援をしています。（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）

- 労働環境・処遇の改善について

健康診断実施等の健康管理面の強化。

子育てと両立を目指すための者のために育児休業制度等の充実及び育休取得しやすい対応及び育休終了後の同職務復帰。

- その他について

非正規職員から正規職員への転換を希望により行っています。（キャリアアップ制度）  
職員の増員による業務負担の軽減をしています。